

特定粉じん作業特別教育講習会のご案内

さて、『粉じん障害防止規則』及び『労働基準局長通達』により、事業主は、適切な作業環境管理の推進と、職業性疾病（じん肺）発生防止のため、粉じん作業員に対し標記教育をすることになっております。

事業者は、危険又は有害な業務で、法定で定めるものに労働者をつかせる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育が必要です。

(注) 粉じん作業には、土石、岩石、鉱物、金属、ガラス、けいそう土、石綿等を取り扱う作業のほか『研削といし』を使用する作業及び『アーク溶接作業』等も含まれます。

1. 開催日 2020年07月28日(火) (受付11:50 ~)

講習時間 12:10~16:55

2. 開催場所 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1

3. 受講料 会員 7,500円 (受講料 6,620円 + テキスト代 880円)
一般 9,500円 (受講料 8,620円 + テキスト代 880円)

4. 申込方法

・受講申請

「特定粉じん作業特別教育受講申請書」に必要事項を記入し、
会社印(朱肉)押印後、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

◆ 証明写真1枚(無帽、上半身、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm) 写真の裏に氏名を記入下さい

※手続き完了後、受講票をFAX致します。

・申請書送付先 〒811-3101 古賀市天神1-9-12
福岡東労働基準協会 (TEL 092-943-0321)

・振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

福岡銀行	古賀支店
普通預金	口座番号 1451941
名義	福岡東講習会事務局

5. 修了証 全科目の講習を修了し、修了試験合格者には、修了証を交付致します。

6. その他 ・既納の受講料は原則として返金致しませんので、当日受講出来ない場合は代替者を派遣していただきますようお願い致します。(その際は改めて受講申請書が必要です)
・日程・会場については、都合により変更・取消することもあります。

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX 092-943-0321

「粉じん作業」特別教育受講 申請書・証明書

事業場所在地	〒 ー			TEL :		FAX :	
事業場名							
事業主証明	(社印)			担当者氏名			
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所			※受講番号	備考欄	
					※修了証番号		
	年 月 日	〒 ー					
	年 月 日	〒 ー					
	年 月 日	〒 ー					
	年 月 日	〒 ー					
講習内容	粉じん作業者に係わる業務						
講習年月日	令和2年7月28日						
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1						
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 令和2年7月28日 福岡東労働基準協会会長 印						

- ◆ 住民票記載の、受講者氏名・生年月日・現住所を正確に記入してください。
- ◆ 証明写真(サイズ：縦3.0cm×横2.4cm)1枚を添付して下さい。(写真の裏に名前を記入して下さい)
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101

福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX：092-943-0321